

【建設関係】

中間報告する事務・事業の内訳

局 名	件 数
都 市 整 備 局	1 件

1 都市整備局

項 目	内 容
<p>1 市営住宅の中途同居の承認及び入居承継の承認基準 【住宅政策課】</p>	<p>1 見直しの方向 市営住宅の入居に係る公平性の確保の観点から、中途同居の承認については、三親等以内の親族に限定し、入居者の死亡等による入居承継の承認については、同居する配偶者及び高齢者、障害者等特に居住の安定を図る必要がある者に限定するよう、県市で統一する方向で改めてはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 公営住宅法において、当初入居時の同居親族以外の者を中途同居させる場合、また入居者の死亡時等に同居者へ入居承継させる場合においては、事業主体の承認が必要である旨規定されている。 広島市では、全ての市営住宅において、中途同居は入居者の親族（血族六親等、姻族三親等）を、入居承継は全ての同居者を対象として、収入等の条件を満たす場合に承認している。</p> <p>（参考：平成24年度の承認件数） 中途同居：公営住宅等176件、改良住宅等30件 入居承継：公営住宅等149件、改良住宅等42件</p> <p>3 見直しの理由</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 公営住宅制度においては、住宅困窮者の入居機会の公平性を確保することが必要であるが、入居を希望する市民が多数ある中で、入居承継によって長年にわたり同一親族が居住し続け、入居者・非入居者間の公平性を損なっているという実態がみられる。 (2) 現在、県・市間で、県民・市民の利便性の向上や県と市を合わせた費用対効果の改善に向け、公営住宅等の管理運営の一本化等について協議しており、この中途同居、入居承継の承認基準についても、県市で統一するよう見直しを行う必要がある。 (3) 国においても入居者・非入居者間の公平性を確保し、真に住宅に困窮する低所得者に対する的確に公営住宅が供給できるよう、中途同居や入居承継の対象者を限定することについて、運用指針を示している。 (4) なお、入居承継基準の見直しに当たっては、公営住宅については、入居者の居住の安定確保の観点から収入面についての配慮が必要であり、改良住宅等については、住環境整備事業等の実施に伴い住宅を失った者に提供した住宅であるという設置目的に照らし、現入居者の居住の継続への配慮が必要である。 (5) また、中途同居・入居承継の承認基準の見直しは、現入居者の居住継続に制限を加えることになるため、一定の周知期間を設けることとする。 <p>4 見直し効果 中途同居及び入居承継の承認基準の見直しにより、返還される住宅を、公募住宅として提供することで、入居者・非入居者間の公平性の確保を図ることができる。</p>

現行の承認基準と今後の見直しの方向

1 中途同居の承認基準

\	市営住宅の承認範囲	県営住宅の承認範囲	国の運用指針 (事業主体が承認基準 を作成する際の指針)
現 行	<p><公営住宅・改良住宅等> 入居者の<u>親族</u></p> <p>※民法上の親族で、血族六親等、姻族三親等</p>	<p><公営住宅・改良住宅等> 本市と同じ</p>	<p><公営住宅> 原則、入居者の三親等を限度に事業主体が定める範囲の親族</p> <p><改良住宅等> 運用指針なし。</p>
見 直 し の 方 向	<p><公営住宅・改良住宅等> 入居者の三親等以内の親族</p>	<p><公営住宅・改良住宅等> 市の見直し案に合わせる。</p>	

2 入居承継の承認基準

\	市営住宅の承認範囲	県営住宅の承認範囲	国の運用指針 (事業主体が承認基準 を作成する際の指針)
現 行	<p><公営住宅・改良住宅等> 入居者の死亡時又は離婚時等に同居していた者</p>	<p><公営住宅・改良住宅等> 入居者の死亡又は離婚時等の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等</p> <p>※「等」に含まれる者 戦傷病者、原爆医療特別手当等受給者、海外引揚者、ハンセン病療養所入所者、生活保護受給者、DV被害者、生活保護受給者と同程度以下の収入の者</p>	<p><公営住宅> 原則、入居者の死亡又は離婚時の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等で特に居住の安定を図る必要がある者</p> <p><改良住宅等> 運用指針なし。</p>
見 直 し の 方 向	<p><公営住宅> 入居者の死亡時又は離婚時等の同居者である配偶者及び高齢者、障害者等 (県の現行基準に合わせる。)</p> <p><改良住宅等> 見直しは行わない。 (中途同居の承認範囲を限定することで、同一親族による長期居住を解消していく。)</p>	<p><公営住宅> 現行どおり。</p> <p><改良住宅等> 市の基準に合わせる。</p>	